

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業

修正箇所一覧

令和8年 10月2日

魚沼市

新旧一覧表

N0	資料名	頁	項目							タイトル	修正前	修正後
1	要求水準書（設計・建設業務編）	5	第1章	第2節	6	(2)	オ			工事計画	地下埋設物（消雪パイプ用の送水管等）に留意して計画すること。詳細は要求水準書添付資料-3「ユーティリティ設備（各種取り合い点）」を参照のこと。	地下埋設物（ 消雪用送水管や電線管等 ）に留意して計画すること。詳細は要求水準書添付資料-3「ユーティリティ設備（各種取り合い点）」を参照のこと。
2	要求水準書（設計・建設業務編）	58	第2章	第1節	10					その他	記載なし。	(10)本施設竣工後現施設解体までの期間（2,3年）において、現井戸ポンプへ電源を供給し、現施設の屋根雪消雪用井戸として機能（電源供給及び運転制御）させること。詳細は、要求水準書添付資料-14「解体・撤去工事範囲」を参照のこと。
3	要求水準書（運営・維持管理業務編）	32	第8章	第3節	(1)					積雪対応	(1) 運営事業者は、本施設及び構内道路に対し、車両及び人の通行や安全に影響する積雪の除雪、消雪、融雪作業を行うこと。	(1) 運営事業者は、本施設及び構内道路に対し、車両及び人の通行や安全に影響する積雪の除雪、消雪、融雪作業を行うこと。 除雪対象範囲は、要求水準書添付資料-1「事業実施区域」で示した範囲（水色の実線で囲んだ範囲）とする。
4	要求水準書添付資料-1「事業実施区域」										記載なし。	除雪対象範囲を追記
5	要求水準書添付資料-3「ユーティリティ設備（各種取り合い点）」										—	令和8年度に実施した電柱の移動・撤去及び電線管の敷設状況を追記
6	要求水準書添付資料-14「解体・撤去工事範囲」										記載なし。	井戸ポンプ仕様を追記 ・メーカー：株式会社荏原製作所 ・型式：100BHS-10-530 ・電動機：3φ、200V、30kW 解体対象物として電柱、電線管を追記

新旧一覧表

NO	資料名	頁	項目						タイトル	修正前	修正後
7	様式集 【Excel編】	-	様式第6-4号	第1章	第2節	6	(2)	オ	その他	地下埋設物（消雪パイプ用の送水管等）に留意して計画すること。詳細は要求水準書添付資料-3「ユーティリティ設備（各種取り扱い点）」を参照のこと。	地下埋設物（ 消雪用送水管や電線管等 ）に留意して計画すること。詳細は要求水準書添付資料-3「ユーティリティ設備（各種取り扱い点）」を参照のこと。
8	様式集 【Excel編】	-	様式第6-4号	第2章	第1節	10			その他	記載なし。	(10)本施設竣工後現施設解体までの期間（2, 3年）において、現井戸ポンプへ電源を供給し、現施設の屋根雪消雪用井戸として機能（電源供給及び運転制御）させること。詳細は、要求水準書添付資料-14「解体・撤去工事範囲」を参照のこと。
9	様式集 【Excel編】	-	様式第6-4号	第2章	第11節	4	(1)	カ	(ア) 保護継電器（複合式も可とする）	(ア) 受電保護対応 過電流継電器 [一式] 母線地絡過電圧継電器 [一式]	(ア) 受電保護対応 過電流継電器 [一式]
10	様式集 【Excel編】	-	様式第6-4号	第4章	第2節	5	(2)	イ	(#) 浴室又はシャワー室	設置室数 2室 用途 従業員の利用する浴槽付きの浴室又はシャワー室 ※シャワーを設置する場合は、男女別に合計6人分以上設置すること。	設置室数 2室（ 男性用・女性用 ） 用途 従業員の利用する浴槽付きの浴室又はシャワー室 ※シャワーを設置する場合は、 合計6人分以上設置すること。
11	様式集 【Excel編】	-	様式第6-4号	第5章	第3節	4	(5)		撤去廃材有価物	スクラップ等の有価物は、建設事業者の責任で処分すること。ただし、その収益は本市に帰属することから、本工事請負額に含むものとする。また、その収益金及び数量等については、本市に報告すること。	スクラップ等の有価物は、建設事業者の責任で処分すること。ただし、その収益は本市に帰属することから、 有価物を引取業者へ持ち込んで売却し、引取業者が発行する計量伝票と仕入伝票を本市へ提出すること。提出後、本市が発行する納入通知書により、有価物売却による収益を納入すること。
12	様式集 【Excel編】	-	様式第6-5号	第3章	第3節	(7)			搬入管理	運営事業者は、患畜等の処理などについて本市から要請があった場合は、原則対応することとし、適切に処理すること。なお、受け入れた患畜等は、プラットホームに駐車した車両からごみクレーンにより直接ごみ投入ホップへ投入して処理し、プラットホームで引渡し後は、プラットホーム内の当該エリアや当該車両を消毒洗浄できる体制とすること。	運営事業者は、患畜等の処理などについて本市から要請があった場合は、原則対応することとし、適切に処理すること。なお、受け入れた患畜等は、 ごみクレーンにより直接ごみ投入ホップへ投入して処理し、引渡し後は、プラットホーム等当該エリアや当該車両を消毒洗浄できる体制とすること。

新旧一覧表

NO	資料名	頁	項目						タイトル	修正前	修正後
13	様式集 【Excel編】	-	様式第6-5号	第8章	第3節	(1)				積雪対応 (1) 運営事業者は、本施設及び構内道路に対し、車両及び人の通行や安全に影響する積雪の除雪、消雪、融雪作業を行うこと。	(1) 運営事業者は、本施設及び構内道路に対し、車両及び人の通行や安全に影響する積雪の除雪、消雪、融雪作業を行うこと。 除雪対象範囲は、要求水準書添付資料-1「事業実施区域」で示した範囲（水色の実線で囲んだ範囲）とする。
14	様式集 【Excel編】	-	様式第8-12-1号							年間運転経費 (エネルギー回収型廃棄物処理施設)	記載なし。 固定費 A